

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第2条関係） 総務事務関係手数料			別表第1（第2条関係） 復興防災事務関係手数料		
[略]			[略]		
別表第3（第2条関係） 環境生活事務関係手数料			別表第3（第2条関係） 環境生活事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
3	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第29条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者（同法第32条第1項に規定する自動車分解整備事業者を除く。次	第二種フロン類回収業者登録申請手数料	4,000円	3及び4	削除

項において同じ。)の登録の申請に対する審査		
4 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第33条第1項において準用する同法第12条第1項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料	4,000円
[略]		

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) [略] (2) 介護保険法第69条の27第1項に規定する試験事務 8,200円
[略]		
90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化	[略]	49,500円

[略]		

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
26 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項に規定する試験の実施	[略]	(1) [略] (2) 介護保険法第69条の27第1項に規定する試験事務 9,500円
[略]		
90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化	[略]	52,600円

粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査		
[略]		
115 医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
116 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査	[略]	53,800円

粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査		
[略]		
115 医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
116 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査	[略]	55,200円

(同項の調査を除く。)	
117 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
118 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業（同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査（他の機関を利用して行う試験検査をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）の製造所に係る調査	[略]
119 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]
120 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経	[略]

(同項の調査を除く。)	
117 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
118 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査（他の機関を利用して行う試験検査をいう。以下同じ。）を行うものに限る。）の製造所に係る調査	[略]
119 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]
120 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経	[略]

過すごとに受ける調査	
121 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過すごとに受ける調査	[略]
122 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
123 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品	[略]

過すごとに受ける調査	
121 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過すごとに受ける調査	[略]
122 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
123 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品	[略]

<p>医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)</p>		<p>医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)</p>	
<p>125 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業(同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。)の製造所に係る調査</p>	[略]	<p>125 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業(同条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。)の製造所に係る調査</p>	[略]
<p>126 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]	<p>126 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]
<p>127 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]	<p>127 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]
<p>128 医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医</p>	[略]	<p>128 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医</p>	[略]

薬部外品の製造業の製造所 が同項の政令で定める期間 を経過するごとに受ける調 査	
129 医薬品医療機器等法第14 条第9項の規定に基づく日 本薬局方に収められている 医薬品の製造販売承認事 項の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]
130 医薬品医療機器等法第14 条第9項の規定に基づく医 療用医薬品の製造販売承認 事項の一部変更の承認の申 請に対する審査	[略]
131 医薬品医療機器等法第14 条第9項の規定に基づく医 薬品の製造販売承認事項の 一部変更の承認の申請に対 する審査	[略]
132 医薬品医療機器等法第14 条第9項の規定に基づく医 薬部外品の製造販売承認事 項の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]
133 医薬品医療機器等法第14 条第9項の規定に基づく薬	[略]

薬部外品の製造業の製造所 が同項の政令で定める期間 を経過するごとに受ける調 査	
129 医薬品医療機器等法第14 条第13項の規定に基づく日 本薬局方に収められている 医薬品の製造販売承認事 項の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]
130 医薬品医療機器等法第14 条第13項の規定に基づく医 療用医薬品の製造販売承認 事項の一部変更の承認の申 請に対する審査	[略]
131 医薬品医療機器等法第14 条第13項の規定に基づく医 薬品の製造販売承認事項の 一部変更の承認の申請に対 する審査	[略]
132 医薬品医療機器等法第14 条第13項の規定に基づく医 薬部外品の製造販売承認事 項の一部変更の承認の申請 に対する審査	[略]
133 医薬品医療機器等法第14 条第13項の規定に基づく薬	[略]

局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
[略]		
166 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。170の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	53,800円
[略]		
173 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。177の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	53,800円
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		

局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
[略]		
166 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。170の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	55,200円
[略]		
173 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。177の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	55,200円
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		

24 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	[略]
[略]	

24 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額） （1）次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略] ウ 人の居住の用に供す

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
47 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、（2）に定める額を加算した額） （1）次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略] ウ 人の居住の用に供す

る部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。）

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの

239,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、10,000円)

る部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。）

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの 次に掲げ
る区分に応じ、それ
ぞれ次に定める額（
知事が別に定める者
があらかじめ法第54
条第1項各号に掲げ
る基準に適合すると
認めた場合にあつて
は、10,000円）

a 建築物のエネル
ギー消費性能（建
築物のエネルギー
消費性能の向上に
関する法律（平成
27年法律第53号）
第2条第1項第2
号に規定するエネ

ルギー消費性能をいう。以下この項及び48の2の項から52の項までにおいて同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び48の2の項から52の項までにおいて「省令」という。

) 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 239,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 96,000円

(イ) 床面積の合計が

300平方メートルを
超え1,000平方メー
トル以内のもの 次
に掲げる区分に応じ
、それぞれ次に定め
る額（知事が別に定
める者があらかじめ
法第54条第1項各号
に掲げる基準に適合
すると認めた場合に
あつては、17,000円
）

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 297,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 120,000円

(イ) 床面積の合計が

(ウ) 床面積の合計が

300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの

380,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が

1,000平方メートル
を超え2,000平方メ
ートル以内のもの

次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、27,000
円)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 380,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 156,000円

(エ) 床面積の合計が

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

540,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、80,000円)

(エ) 床面積の合計が

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、80,000
円)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 540,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 249,000円

(オ) 床面積の合計が

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

662,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

(オ) 床面積の合計が

5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、
126,000円)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 662,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 309,000円

(カ) 床面積の合計が

10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

780,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

(カ) 床面積の合計が

10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、
158,000円)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 780,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 372,000円

(キ) 床面積の合計が

25,000平方メートル
を超えるもの

890,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、198,000円)

エ 人の居住の用に供す
る部分を有しない建築

25,000平方メートル
を超えるもの 次に
掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める
額 (知事が別に定め
る者があらかじめ法
第54条第1項各号に
掲げる基準に適合す
ると認めた場合にあ
っては、198,000円
)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 890,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 451,000円

エ 人の居住の用に供す
る部分を有しない建築

物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

109,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあつては、10,000円)

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 109,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省

令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 48,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（知事が別に定める者があらかじめ法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、17,000円）

a 建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請 138,000円

b 建築物のエネルギー消費性能が省

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの
179,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、27,000円)

令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 63,000円
(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メー
トルを超え2,000平方メ
ートル以内のもの
次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額(知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、27,000
円)
a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 179,000円
b 建築物のエネル
ギー消費性能が省

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの
277,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、80,000円)

令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 84,000円
(エ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの__
次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額(知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、80,000
円)
a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 277,000円
b 建築物のエネル
ギー消費性能が省

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの
356,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、126,000円)

令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 154,000円
(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの__
次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、
126,000円)
a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 356,000円
b 建築物のエネル
ギー消費性能が省

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの
425,000円
(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、158,000円)

令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 212,000円
(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの__
次に掲げる区分に応
じ、それぞれ次に定
める額 (知事が別に
定める者があらかじ
め法第54条第1項各
号に掲げる基準に適
合すると認めた場合
にあっては、
158,000円)
a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 425,000円
b 建築物のエネル
ギー消費性能が省

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

495,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
54条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、198,000円)

令第1条第1項第
1号ロに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 258,000円

(キ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの 次に
掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定める
額 (知事が別に定め
る者があらかじめ法
第54条第1項各号に
掲げる基準に適合す
ると認めた場合にあ
っては、198,000円
)

a 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第
1号イに定める基
準に適合するもの
としてされた認定
申請 495,000円

b 建築物のエネル
ギー消費性能が省
令第1条第1項第

1号口に定める基準に適合するものとしてされた認定申請 309,000円

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）（1）ア（ア）から（ケ）まで及び（1）イ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、（1）ウ（ア）から（カ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、（1）エ（ア）から（カ）まで）に

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）（1）ア（ア）から（ケ）まで及び（1）イ（ア）から（カ）までに定める額を合算した額に、（1）ウ（ア）から（キ）まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分として知事が認める部分（以下この項及び48の項において「工場等専用部分」という。）である場合にあっては、（1）エ（ア）から（キ）まで）に

		掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(カ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(カ)まで)に定める額を加算した額			掲げる住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から(キ)まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、(1)エ(ア)から(キ)まで)に定める額を加算した額
		(2) [略]			(2) [略]
48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略]	48 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項において「法」という。)第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	[略]	変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア・イ [略]

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物 条例第11条第2項第2号の規定によ

ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物を除く。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として知事が認める建築物 条例第11条第2項第2号の規定によ

り算定した面積の47の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(カ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(カ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ア)から(カ)までに

り算定した面積の47の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体（変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の47の項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から(キ)まで（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合にあつては、同項(1)エ(ア)から(キ)まで）に定める床面積の合計（同項(1)ウ(ア)から(キ)までに

		<p>定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から<u>(カ)</u>まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合)に定める額を合算した額</p> <p>(2) [略]</p>			<p>定める床面積の合計を算定する場合にあっては、住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分の床面積の合計)の区分に応じ、それぞれ同項(1)ア(ア)から(ケ)まで、同項(1)イ(ア)から(カ)まで及び同項(1)ウ(ア)から<u>(キ)</u>まで(住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分を除いた部分が工場等専用部分である場合)に定める額を合算した額</p> <p>(2) [略]</p>
48の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法	[略]	(1) 特定建築物(法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をい	48の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定す	[略]	(1) 特定建築物(法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をい

第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

う。以下この項から52の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性能(法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から52の項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から52の項までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

る建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

う。以下この項から52の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の

の項及び52の項において同じ。）（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項、48の3の項及び52の項において同じ。）の合計が1,000平方メートル以内のもの

315,000円

イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

406,000円

合計が2,000平方メートル以内のもの

406,000円

イ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの 161,000円

イ [略]

ウ [略]

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(2) 特定建築物の非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画

ア 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの 123,000円

イ 特定建築物の非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

161,000円

ウ [略]

エ [略]

		エ [略] オ [略]
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第29条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（ <u>法第30条第2項</u> の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、（2）に定める額を加算した額） （1）建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項、 <u>50の項及び51の項</u> において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（ <u>法第11条第1項</u> に規定する住宅部分をいう。以下この項、 <u>50の項及び51の項</u> において同じ。）を有する建築物（一戸建

		オ [略] カ [略]
[略]		
49 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。） <u>第34条第1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	[略]	認定申請1件につき、（1）に定める額（ <u>法第35条第2項</u> の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、（2）に定める額を加算した額） （1）建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額 ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項 <u>から51の項まで</u> において同じ。）又は住宅・非住宅複合建築物（住宅部分（ <u>法第11条第1項</u> に規定する住宅部分をいう。以下この項 <u>から51の項まで</u> において同じ。）を有する建築物（一戸建ての住宅

ての住宅及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、50の項及び51の項において同じ。）を除く。）をいう。以下この項、50の項及び51の項において同じ。

)の住宅部分

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

43,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合する

及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。）を除く。）をいう。以下この項から51の項までにおいて同じ。)の住宅部分

(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、6,000円)

(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

43,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する

と認めた場合にあっては、6,000円)

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。51の項(3)において同じ。）の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（知事が別に定める

と認めた場合にあっては、6,000円)

イ 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分

(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量（省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。51の項(3)において同じ。）を省令第12条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分（省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。51の項(3)において同じ。）の床面積を除く。(イ)から(エ)までにおいて同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの 77,000円（知事が別に定める

者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの

127,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

217,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、50,000円)

者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が
300平方メートルを
超え2,000平方メー
トル以内のもの

127,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、23,000円)

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

217,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、50,000円)

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超えるもの

310,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、89,000円)

ウ 住宅部分を有しない
建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（当該建築物又は
非住宅部分のエネルギ
ー消費性能が省令第10
条第1号イ(1)及びロ
(1)に定める基準に適
合するものとしてされ
た認定申請に係るもの
に限る。）

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの

251,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超えるもの

310,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、89,000円)

ウ 住宅部分を有しない
建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（当該建築物又は
非住宅部分のエネルギ
ー消費性能が省令第10
条第1号イ(1)及びロ
(1)に定める基準に適
合するものとしてされ
た認定申請に係るもの
に限る。）

(ア) 床面積の合計が
300平方メートル以
内のもの

251,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第

30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

406,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、30,000円)

(ウ) 床面積の合計が

35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

315,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、19,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの

406,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、30,000円)

(エ) 床面積の合計が

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

580,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、89,000円)

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

714,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、141,000円)

(オ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

844,000円

(知事が別に定める

2,000平方メートル
を超え5,000平方メ
ートル以内のもの

580,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、89,000円)

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
を超え10,000平方メ
ートル以内のもの

714,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっ
ては、141,000円)

(カ) 床面積の合計が
10,000平方メートル
を超え25,000平方メ
ートル以内のもの

844,000円

(知事が別に定める

者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、178,000円)

(カ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

962,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
30条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、222,000円)

エ 住宅部分を有しない
建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（当該建築物又は
非住宅部分のエネルギー
消費性能が省令第10
条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が

者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、178,000円)

(キ) 床面積の合計が
25,000平方メートル
を超えるもの

962,000円

(知事が別に定める
者があらかじめ法第
35条第1項各号に掲
げる基準に適合する
と認めた場合にあっては、222,000円)

エ 住宅部分を有しない
建築物又は住宅・非住
宅複合建築物の非住宅
部分（当該建築物又は
非住宅部分のエネルギー
消費性能が省令第10
条第1号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

(ア) 床面積の合計が

300平方メートル以内のもの 96,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
161,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲

300平方メートル以内のもの 96,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、11,000円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
123,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、19,000円)

(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
161,000円
(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲

げる基準に適合すると認めた場合にあっては、30,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

261,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、89,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

341,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、141,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル

げる基準に適合すると認めた場合にあっては、30,000円)

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

261,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、89,000円)

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

341,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合にあっては、141,000円)

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル

を超え25,000平方メートル以内のもの

409,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合においては、178,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

480,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合においては、222,000円)

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

を超え25,000平方メートル以内のもの

409,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合においては、178,000円)

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの

480,000円

(知事が別に定める者があらかじめ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合においては、222,000円)

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額

(ア) [略]

		<p>(イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)から<u>(カ)</u>までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から<u>(カ)</u>までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から<u>(カ)</u>までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から<u>(カ)</u>までに定める額)</p> <p>(2) [略]</p>			<p>(イ) 非住宅部分 (1)ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)ウ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(1)エ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(1)エ(ア)から<u>(キ)</u>までに定める額)</p> <p>(2) [略]</p>
50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け</p>	50 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申	[略]	<p>変更認定申請1件につき、(1)に定める額(法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受け</p>

請に対する審査

るよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額

請に対する審査

るよう申し出る場合にあつては、(2)に定める額を加算した額)

(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額

ア・イ [略]

ウ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分(当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。) 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額
(ア) [略]

エ 住宅部分を有しない建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（当該建築物又は非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものに限る。） 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額

オ 住宅・非住宅複合建築物（アからエまでに係るものを除く。）次に掲げる部分の区分に応じ、(ア)及び(イ)に定める額を合算した額
(ア) [略]

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(カ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(カ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(カ)までに定める額)

(イ) 非住宅部分 条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)ウ(ア)から(キ)までに定める額(当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた変更認定申請に係るものにあつては、条例第11条第2項第2号の規定により算定した面積の49の項(1)エ(ア)から(キ)までに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同項(1)エ(ア)から(キ)までに定める額)

<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第36条第1項</u>の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円 （知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（<u>法第2条第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に適合すると認められた場合にあつては、6,000円）</p> <p>イ [略]</p> <p>(1)の2～(4) [略]</p>	<p>51 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）<u>第41条第1項</u>の規定に基づく建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅（当該住宅のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 38,000円 （知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準（<u>法第2条第1項第3号</u>に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下この項において同じ。）に適合すると認められた場合にあつては、6,000円）</p> <p>イ [略]</p> <p>(1)の2～(4) [略]</p>
---	------------	--	---	------------	---

(5) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 406,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、30,000

(5) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 315,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、19,000円)

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
406,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場

円)

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以

合にあっては、30,000円)

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(6) 住宅部分を有しない建築物（当該建築物のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。）

ア [略]

イ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 123,000円（知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあっては、19,000円)

ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メー

内のもの 161,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、30,000円)

ウ [略]

エ [略]

オ [略]

カ [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア [略]

イ 非住宅部分 (5)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)アからカまでに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロ

ル以内のもの
161,000円
(知事が別に定める者があらかじめ建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認めた場合にあつては、30,000円)

エ [略]

オ [略]

カ [略]

キ [略]

(7) 住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）次に掲げる部分の区分に応じ、ア及びイに定める額を合算した額

ア [略]

イ 非住宅部分 (5)アからキまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(5)アからキまでに定める額（当該非住宅部分のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号ロ

		に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)アからカまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)アからカまでに定める額)
		(8) [略]
[略]		

		に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものにあつては、(6)アからキまでに定める床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(6)アからキまでに定める額)
		(8) [略]
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県手数料条例の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第4 (第2条関係)			別表第4 (第2条関係)		
保健福祉事務関係手数料			保健福祉事務関係手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
[略]			[略]		
71 [略]	[略]		71 [略]	[略]	
			<u>71の2 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査</u>	<u>地域連携薬局認定申請手数料</u>	<u>11,400円</u>
			<u>71の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査</u>	<u>地域連携薬局認定更新申請手数料</u>	<u>11,400円</u>

72 [略]	[略]
[略]	
78 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
79 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
80 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（新指定医薬部外品に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査	[略]
81 医薬品医療機器等法第12	[略]

71の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手数料	11,400円
71の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療 機関連携 薬局認定 更新申請 手数料	11,400円
72 [略]	[略]	
[略]		
78 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	
79 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]	
80 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（新指定医薬部外品に係るものに限る。）の更新の申請に対する審査	[略]	
81 医薬品医療機器等法第12	[略]	

<p>条第2項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（前項に掲げるものを除く。）の更新の申請に対する審査</p>		<p>条第4項の規定に基づく医薬部外品製造販売業許可（前項に掲げるものを除く。）の更新の申請に対する審査</p>	
<p>82 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p>	[略]	<p>82 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p>	[略]
<p>83 医薬品医療機器等法第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	[略]	<p>83 医薬品医療機器等法第12条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	[略]
<p>84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第26条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]	<p>84 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第25条第1項第3号に規定するものに限る。93の項及び102の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]

85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
86 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。95の項及び104の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品	[略]

85 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。94の項及び103の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
86 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。95の項及び104の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
87 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号に規定するものに限る。96の項及び105の項において同じ。）の許可の申請に対する審査	[略]
88 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品	[略]

<p>医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。97の項及び106の項において同じ。)の許可の申請に対する審査</p>		<p>医療機器等法施行規則第25条第2項第2号に規定するものに限る。97の項及び106の項において同じ。)の許可の申請に対する審査</p>	
<p>89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]	<p>89 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。98の項及び107の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]
<p>90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]	<p>90 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第3項第1号に規定するものに限る。99の項及び108の項において同じ。）の許可の申請に対する審査</p>	[略]
<p>91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の</p>	[略]	<p>91 医薬品医療機器等法第13条第1項の規定に基づく化粧品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第3項第2号に規定するものに限る。100の項及び109の</p>	[略]

項において同じ。)の許可の申請に対する審査	
[略]	
93 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
94 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
95 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
96 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
97 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
98 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]

項において同じ。)の許可の申請に対する審査	
[略]	
93 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
94 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
95 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
96 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
97 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
98 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく医薬部外品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]

99 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
100 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
101 医薬品医療機器等法第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
102 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
103 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
104 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]

99 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
100 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
101 医薬品医療機器等法第13条第4項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
102 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
103 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
104 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]

する審査	
105 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
106 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
107 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
108 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
109 医薬品医療機器等法第13条第6項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]

する審査	
105 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
106 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
107 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく医薬部外品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
108 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
109 医薬品医療機器等法第13条第8項の規定に基づく化粧品の製造業の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	[略]
109の2 医薬品医療機器等法	医薬品製
	29,000円

<u>第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査</u>	<u>造所登録申請手数料</u>	
109の3 <u>医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査</u>	<u>医薬部外品製造所登録申請手数料</u>	29,000円
109の4 <u>医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の規定に基づく化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査</u>	<u>化粧品製造所登録申請手数料</u>	29,000円
109の5 <u>医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</u>	<u>医薬品製造所登録更新申請手数料</u>	21,900円
109の6 <u>医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</u>	<u>医薬部外品製造所登録更新申請手数料</u>	21,900円
109の7 <u>医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定に基づく化粧品の保管の</u>	<u>化粧品製造所登録更新申請</u>	21,900円

110 [略]	[略]
[略]	
115 医薬品医療機器等法第14条第7項（ <u>同条第13項</u> において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
116 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
117 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医	[略]

<u>みを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査</u>	手数料
110 [略]	[略]
[略]	
115 医薬品医療機器等法第14条第7項（ <u>同条第15項</u> において準用する場合を含む。次項から118の項まで及び122の項から125の項までにおいて同じ。）の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第3号に規定するものに限る。119の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
116 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。120の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
117 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医	[略]

<p>薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）</p>			<p>薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。121の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）</p>		
<p>118 [略]</p>	<p>[略]</p>		<p>117の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。121の2の項において同じ。）に係る調査（同項の調査を除く。）</p>	<p>医薬品（特定保管）製造所適合性調査手数料</p>	<p>27,500円</p>
<p>119 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	<p>医薬品（無菌）製造所定期適合性調査手数料</p>	<p>[略]</p>	<p>118 [略]</p> <p>119 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査</p>	<p>[略]</p> <p>医薬品（無菌）製造所臨時適合性調査手数料</p>	<p>[略]</p>

120 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	医薬品（一般）製造所定期適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合（(2)の場合に該当する場合を除く。） 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 (2) [略]
121 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	医薬品（包装、表示又は保管）製造所定期適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]

120 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	医薬品（一般）製造所定期適合性調査手数料又は医薬品（一般）製造所臨時適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項若しくは121の2の項の調査と併せて行う場合（(2)の場合に該当する場合を除く。） 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 (2) [略]
121 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査	医薬品（包装、表示又は保管）製造所定期適合性調査手数料又は医薬品（包装、表示又は保管）製造所臨時適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合（(2)の場合に該当する場合を除く。） 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]
121の2 医薬品医療機器等法	医薬品（	次に掲げる場合の区分に応

				<u>第14条第7項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が受ける調査</u>	<u>特定保管)</u> 製造所 <u>定期適合性調査手数料又は</u> <u>医薬品(特定保管)</u> 製造所 <u>臨時適合性調査手数料</u>	<u>じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) この項の調査のみを行う場合</u> 45,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 <u>(2) 前3項の調査と併せて行う場合</u> 製造品目1品目につき1,100円
122 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]			122 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。126の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
123 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る	[略]			123 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。127の項において同じ。）の製造所に係る	[略]	

調査（同項の調査を除く。）	
124 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
125 [略]	[略]
126 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	医薬部外品（無菌）製造所定期適合性調査手数料

調査（同項の調査を除く。）	
124 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。128の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
124の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。128の2の項において同じ。）に係る調査（同項の調査を除く。）	医薬部外品（特定保管）製造所適合性調査手数料 27,500円
125 [略]	[略]
126 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に	医薬部外品（無菌）製造所定期適合性調査手数料又は

127 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	医薬部外品（一般）製造所定期適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合（（2）の場合に該当する場合を除く。） 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 （2） [略]
128 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所定期適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）この項の調査のみを行う場合 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額

	<u>基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査</u>	<u>医薬部外品（無菌）製造所臨時適合性調査手数料</u>
127 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に <u>基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査</u>	医薬部外品（一般）製造所定期適合性調査手数料又は <u>医薬部外品（一般）製造所臨時適合性調査手数料</u>	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）この項の調査のみを行う場合又は次項若しくは128の2の項の調査と併せて行う場合（（2）の場合に該当する場合を除く。） 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 （2） [略]
128 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に <u>基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査</u>	医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所定期適合性調査手数料又は <u>医薬部外品</u>	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （1）この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合（（2）の場合に該当する場合を除く。） 50,900円に製造品目が1品目増すごと

		(2) [略]		(包装、表示又は保管) 製造所臨時適合性調査手数料	に1,100円を加えた額 (2) [略]
			128の2 医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査又は同条第9項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が受ける調査	医薬部外品(特定保管)製造所定期適合性調査手数料又は医薬部外品(特定保管)製造所臨時適合性調査手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 45,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) 前3項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき1,100円
129 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]			[略]	
130 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医	[略]			[略]	
			129 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく日本薬局方に収められている医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	
			130 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医	[略]	

療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		療用医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	
131 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	131 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
132 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	132 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
133 医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]	133 医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	[略]
		133の2 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第8項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和	医薬品（無菌）製造所区分適合性調査手数料 129,400円に、製造品目が1品目増すごとに3,000円を、当該調査に係る製造販売業者が1製造販売業者増すごとに19,600円をそれぞれ加えた額

3年厚生労働省令第17号。
以下この表において「区分
省令」という。）第2条第
3号に規定する区分に係る
ものに限る。）に係る調査

<u>133の3 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の2第2項の規定に</u> <u>基づく医薬品の製造業の製</u> <u>造所（区分省令第2条第4</u> <u>号に規定する区分に係るも</u> <u>のに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬品（</u> <u>一般）製</u> <u>造所区分</u> <u>適合性調</u> <u>査手数料</u>	<u>98,200円に、製造品目が1</u> <u>品目増すごとに2,200円を</u> <u>、当該調査に係る製造販売</u> <u>業者が1製造販売業者増す</u> <u>ごとに10,700円をそれぞれ</u> <u>加えた額</u>
<u>133の4 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の2第2項の規定に</u> <u>基づく医薬品の製造業の製</u> <u>造所（区分省令第2条第5</u> <u>号に規定する区分に係るも</u> <u>のに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬品（</u> <u>包装、表</u> <u>示又は保</u> <u>管）製造</u> <u>所区分適</u> <u>合性調査</u> <u>手数料</u>	<u>50,900円に、製造品目が1</u> <u>品目増すごとに1,100円を</u> <u>、当該調査に係る製造販売</u> <u>業者が1製造販売業者増す</u> <u>ごとに5,400円をそれぞれ</u> <u>加えた額</u>
<u>133の5 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の2第2項の規定に</u> <u>基づく医薬品の製造業の製</u> <u>造所（区分省令第2条第6</u> <u>号に規定する区分に係るも</u> <u>のに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬品（</u> <u>特定保管</u> <u>）製造所</u> <u>区分適合</u> <u>性調査手</u> <u>数料</u>	<u>45,900円に、製造品目が1</u> <u>品目増すごとに1,100円を</u> <u>、当該調査に係る製造販売</u> <u>業者が1製造販売業者増す</u> <u>ごとに4,200円をそれぞれ</u> <u>加えた額</u>
<u>133の6 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の2第2項の規定に</u> <u>基づく医薬部外品の製造業</u>	<u>医薬部外</u> <u>品（無菌</u> <u>）製造所</u>	<u>129,400円に、製造品目が</u> <u>1品目増すごとに3,000円</u> <u>を、当該調査に係る製造販</u>

<u>の製造所（区分省令第2条第3号に規定する区分に係るものに限る。）に係る調査</u>	<u>区分適合性調査手数料</u>	<u>売業者が1製造販売業者増すごとに19,600円をそれぞれ加えた額</u>
<u>133の7 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所（区分省令第2条第4号に規定する区分に係るものに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬部外品（一般）製造所区分適合性調査手数料</u>	<u>98,200円に、製造品目が1品目増すごとに2,200円を、当該調査に係る製造販売業者が1製造販売業者増すごとに10,700円をそれぞれ加えた額</u>
<u>133の8 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所（区分省令第2条第5号に規定する区分に係るものに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬部外品（包装、表示又は保管）製造所区分適合性調査手数料</u>	<u>50,900円に、製造品目が1品目増すごとに1,100円を、当該調査に係る製造販売業者が1製造販売業者増すごとに5,400円をそれぞれ加えた額</u>
<u>133の9 医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所（区分省令第2条第6号に規定する区分に係るものに限る。）に係る調査</u>	<u>医薬部外品（特定保管）製造所区分適合性調査手数料</u>	<u>45,900円に、製造品目が1品目増すごとに1,100円を、当該調査に係る製造販売業者が1製造販売業者増すごとに4,200円をそれぞれ加えた額</u>
<u>133の10 医薬品医療機器等法</u>	<u>変更計画</u>	<u>71,800円</u>

<p>第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第3号に規定するものに限る。）の製造所に係る確認</p>	<p>に係る医薬品（無菌）製造所適合性確認手数料</p>	
<p>133の11 医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。）の製造所に係る確認</p>	<p>変更計画に係る医薬品（一般）製造所適合性確認手数料</p>	<p>55,200円</p>
<p>133の12 医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。）の製造所に係る確認</p>	<p>変更計画に係る医薬品（包装、表示又は保管）製造所適合性確認手数料</p>	<p>30,800円</p>
<p>133の13 医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る</p>	<p>変更計画に係る医薬品（特定保管）製造所適合性確認</p>	<p>27,500円</p>

。) に係る確認	手数料	
<u>133の14 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の7の2第3項の規</u> <u>定に基づく医薬品の製造業</u> <u>(医薬品医療機器等法第14</u> <u>条第2項第4号に規定する</u> <u>製造管理及び品質管理に係</u> <u>る外部試験検査を行うもの</u> <u>に限る。) の製造所に係る</u> <u>確認</u>	<u>変更計画</u> <u>に係る医</u> <u>薬品 (外</u> <u>部試験検</u> <u>査) 製造</u> <u>所適合性</u> <u>確認手数</u> <u>料</u>	<u>30,800円</u>
<u>133の15 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の7の2第3項の規</u> <u>定に基づく医薬部外品の製</u> <u>造業 (医薬品医療機器等法</u> <u>施行規則第25条第2項第1</u> <u>号に規定するものに限る。)</u> <u>の製造所に係る確認</u>	<u>変更計画</u> <u>に係る医</u> <u>薬部外品</u> <u>(無菌)</u> <u>製造所適</u> <u>合性確認</u> <u>手数料</u>	<u>71,800円</u>
<u>133の16 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の7の2第3項の規</u> <u>定に基づく医薬部外品の製</u> <u>造業 (医薬品医療機器等法</u> <u>施行規則第25条第2項第2</u> <u>号に規定するものに限る。)</u> <u>の製造所に係る確認</u>	<u>変更計画</u> <u>に係る医</u> <u>薬部外品</u> <u>(一般)</u> <u>製造所適</u> <u>合性確認</u> <u>手数料</u>	<u>55,200円</u>
<u>133の17 医薬品医療機器等法</u> <u>第14条の7の2第3項の規</u> <u>定に基づく医薬部外品の製</u>	<u>変更計画</u> <u>に係る医</u> <u>薬部外品</u>	<u>30,800円</u>

		<u>造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。）の製造所に係る確認</u>	<u>（包装、表示又は保管）製造所適合性確認手数料</u>	
		133の18 <u>医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。）に係る確認</u>	<u>変更計画に係る医薬部外品（特定保管）製造所適合性確認手数料</u>	27,500円
		133の19 <u>医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法第14条第2項第4号に規定する製造管理及び品質管理に係る外部試験検査を行うものに限る。）の製造所に係る確認</u>	<u>変更計画に係る医薬部外品（外部試験検査）製造所適合性確認手数料</u>	30,800円
134	[略]	[略]	[略]	
	[略]			
138	<u>医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づ</u>	[略]	[略]	

く第一種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	
139 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
140 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
141 医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
147 医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
159 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高	[略]

く第一種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	
139 医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
140 医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
141 医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定に基づく体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
147 医薬品医療機器等法第23条の20第4項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]
[略]	
159 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高	[略]

度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新の 申請に対する審査	
[略]	
161 医薬品医療機器等法第40 条の2第3項の規定に基づ く医療機器の修理業の許可 の更新の申請に対する審査	[略]
162 医薬品医療機器等法第40 条の2第5項の規定に基づ く医療機器の修理業の修理 区分の変更又は追加の許可 の申請に対する審査	[略]
[略]	
164 医薬品医療機器等法第40 条の5第4項の規定に基づ く再生医療等製品の販売業 の許可の更新の申請に対す る審査	[略]
165 医薬品医療機器等法第80 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造業（医薬品医療 機器等法施行規則第26条第 1項第3号に規定するもの に限る。169の項において同 じ。）の製造所に係る調査 （同項の調査を除く。）	[略]

度管理医療機器等の販売業 又は貸与業の許可の更新の 申請に対する審査	
[略]	
161 医薬品医療機器等法第40 条の2第4項の規定に基づ く医療機器の修理業の許可 の更新の申請に対する審査	[略]
162 医薬品医療機器等法第40 条の2第7項の規定に基づ く医療機器の修理業の修理 区分の変更又は追加の許可 の申請に対する審査	[略]
[略]	
164 医薬品医療機器等法第40 条の5第6項の規定に基づ く再生医療等製品の販売業 の許可の更新の申請に対す る審査	[略]
165 医薬品医療機器等法第80 条第1項の規定に基づく医 薬品の製造業（医薬品医療 機器等法施行規則第25条第 1項第3号に規定するもの に限る。169の項において同 じ。）の製造所に係る調査 （同項の調査を除く。）	[略]

166 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第4号に規定するものに限る。170の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
167 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第1項第5号に規定するものに限る。171の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
168 [略]	[略]
[略]	

166 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第4号に規定するものに限る。170の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
167 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第1項第5号に規定するものに限る。171の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]
167の2 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所（医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。171の2の項において同じ。）に係る調査（同項の調査を除く。）	輸出用医薬品（特定保管）製造所適合性調査手数料 27,500円
168 [略]	[略]
[略]	

170 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 (2) [略]
---	-----	--

171 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]
---	-----	--

170 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項若しくは171の2の項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額 (2) [略]
---	-----	---

171 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]
---	-----	--

<u>171の2 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間</u>	<u>輸出用医薬品(特定保管)製造所定</u>	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを
---	-------------------------	--

			を経過するごとに受ける調査	期適合性 調査 手数料	行う場合 45,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) 前3項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき1,100円
172 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第1号に規定するものに限る。176の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]		172 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第1号に規定するものに限る。176の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
173 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第26条第2項第2号に規定するものに限る。177の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]		173 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品医療機器等法施行規則第25条第2項第2号に規定するものに限る。177の項において同じ。）の製造所に係る調査（同項の調査を除く。）	[略]	
174 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品	[略]		174 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業（医薬品	[略]	

<p>医療機器等法施行規則第26条第2項第3号に規定するものに限る。178の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)</p>	
---	--

175 [略]	[略]
---------	-----

[略]	
-----	--

<p>177 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 98,200円に製造品目が1品目増すごとに2,200円を加えた額</p>
--	-----	---

<p>医療機器等法施行規則第25条第2項第3号に規定するものに限る。178の項において同じ。)の製造所に係る調査(同項の調査を除く。)</p>	
---	--

<p>174の2 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所(医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項の登録を受けたものに限る。178の2の項において同じ。)に係る調査(同項の調査を除く。)</p>	<p>輸出用医薬部外品(特定保管)製造所適合性調査手数料</p>	<p>27,500円</p>
--	----------------------------------	----------------

175 [略]	[略]
---------	-----

[略]	
-----	--

<p>177 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査</p>	[略]	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項若しくは178の2の項の調査と併せて行う場合((2)の場合に該当する場合を除く。) 98,200円に製造品目が1品目増すごとに</p>
--	-----	---

		(2) [略]			2,200円を加えた額 (2) [略]
178 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略]	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]		178 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	[略] 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合又は次項の調査と併せて行う場合（(2)の場合に該当する場合を除く。） 50,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) [略]
				178の2 医薬品医療機器等法第80条第1項の規定に基づく医薬部外品の製造業の製造所が同項の政令で定める期間を経過するごとに受ける調査	輸出用医薬部外品（特定保管）製造所定期適合性調査手数料 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) この項の調査のみを行う場合 45,900円に製造品目が1品目増すごとに1,100円を加えた額 (2) 前3項の調査と併せて行う場合 製造品目1品目につき1,100円
179 医薬品医療機器等法施行令第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	[略]			179 医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	[略]

180 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	[略]
181 [略]	[略]
[略]	
184 [略]	[略]

180 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	[略]	
180の2 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局等認定証書換え交付手数料	2,400円
180の3 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局等認定証再交付手数料	3,300円
181 [略]	[略]	
[略]		
184 [略]	[略]	
184の2 医薬品医療機器等法施行令第16条の4第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所に係る登録証の書換え交付	医薬品等製造所登録証書換え交付手数料	2,400円
184の3 医薬品医療機器等法施行令第16条の5第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所に係る登録証の再交付	医薬品等製造所登録証再交付手数料	3,300円

185 [略]	[略]
[略]	

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
32 医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]		
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	

184の4 医薬品医療機器等法施行令第26条の4第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認の書換え交付	医薬品等製造所基準確認書換え交付手数料	2,400円
184の5 医薬品医療機器等法施行令第26条の5第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所の基準確認の再交付	医薬品等製造所基準確認再交付手数料	3,300円
185 [略]	[略]	
[略]		

別表第6（第2条関係）

農林水産事務関係手数料

事務	名称	金額
[略]		
32 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	
[略]		
32の3 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	[略]	

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項、第9項又は第11項の規定に基づきされた認定、登録又は確認の申請に対する審査については、第2条の規定による改正後の岩手県手数料条例別表第4に掲げるこれらの申請に係るそれぞれの規定の例により手数料を徴収する。